

有効期限満了日 令和12年3月31日

熊捜一第183号

令和6年5月27日

矯正施設及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等について  
(通達)

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所）、留置施設に収容中の者が死亡した場合における検視に関する取扱い等について、警察庁刑事局等から別添「矯正施設及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等について（通達）」（令和6年5月8日付け警察庁丁捜一発第65号、丁総発第67号）が発出されたことから、各所属にあつては、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は本通達をもって廃止する。

※ 警察庁通達「矯正施設及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。